

尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、栃木、群馬、福島、新潟の4県を移動するニホンジカの日光利根地域個体群等の分布地域において、関係機関・団体が広域的に連携し、適切な個体群の管理及びその他の必要な対策を実施することにより、尾瀬国立公園及び日光国立公園の貴重な湿原、森林、高山生態系等に及ぼす影響を低減又は排除することを目的とする。

(構成員)

第3条 本会は、別表に掲げる関係行政機関・団体により構成される。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- ① 尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針（以下「シカ対策方針」という）の策定及び見直しに関すること。
- ② シカ対策方針に基づく実施計画の策定及び見直しに関すること。
- ③ 各種調査結果の情報交換及び効果の把握に関すること。
- ④ 実施計画に基づく対策の実施に係る調整に関すること。
- ⑤ その他目的を達成するために必要な事項。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、会の運営に当たる。議長は、関東地方環境事務所次長とする。

(有識者)

第6条 議長は、有識者を協議会に出席させ、意見を聞くことができる。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、関東地方環境事務所に置く。

(ワーキンググループ)

第9条 本会の活動に関して専門的な助言や検討のため、ワーキンググループを置くことができる。

2. ワーキンググループは、事務局が必要と認めたとき招集する。

付則 この要綱は令和元年8月13日から有効とする。

付則 この要綱は令和2年1月22日に改正される。

尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会 構成員

	所属	役職
1	関東地方環境事務所	次長
2	林野庁 関東森林管理局 計画保全部 保全課	課長
3	福島県 生活環境部 環境共生総室 自然保護課	課長
4	福島県教育庁 文化財課	課長
5	群馬県 森林環境部 自然環境課	課長
6	群馬県教育委員会 文化財保護課	課長
7	新潟県 県民生活・環境部 環境企画課	課長
8	新潟県教育庁 文化行政課	課長
9	栃木県 環境森林部 自然環境課	課長
10	栃木県 県西環境森林事務所 環境企画課	課長
11	南会津町 環境水道課	課長
12	檜枝岐村 産業建設課	課長
13	片品村 農林建設課	課長
14	魚沼市 生活環境課	課長
15	日光市 農林課	課長
16	東京電力HD株式会社 リニューアブルパワー・カンパニー 水利・尾瀬グループ	グループマネージャー
17	尾瀬山小屋組合	組合長
18	公益財団法人 尾瀬保護財団	局長

【事務局】

関東地方環境事務所